

平成29年度 農地中間管理機構の活動方針

- 1 県内全市町において、横展開による農地の集積拡大を図る。
- 2 大規模経営体（メガファーム）の育成を推進する。
- 3 機構事業を契機に、担い手が農業に専念できるように、地域全体で農地等の保全管理を行う体制づくりを促す。
- 4 市町農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）や農地整備との連携強化により事業を推進する。（詳細は別添参照）
- 5 転貸面積1,600ヘクタールを目指す。

[関係団体との連携内容]

1 市町農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）との連携

- 1) 本事業においては、現場活動が極めて重要であり、市町農業委員会がその役割を中心的に担うことが、事業の大きな推進力になる。農業委員や推進委員自らが積極的に活動し、着実に成果をあげるためには、農業委員や推進委員の意識づくりと活動しやすい環境づくりが急務であり、県農業会議や市町農業委員会等と連携しながら、以下のとおり取り組む。
 - ・ 地域の話し合いや会議などには、農業委員や推進委員にも参加を促す。
 - ・ 農業委員や推進委員を対象にした研修会を実施し、情報を共有する。
 - ・ 日々の情報交換を密にし、活動状況の把握・助言等を行う。
- 2) 早い段階で農業委員や推進委員の活動による機構事業の実施事例をまとめ、他の農業委員や推進委員への普及を図る。

2 農地整備との連携強化

- 1) 新たな農地整備事業の創設により、農地整備事業との関連は一層深まるため、相互事業が円滑かつ効果的に進むように連携を強化する。

今後、機構事業と併せて農地整備事業を実施する場合には、計画段階から土地改良区、地域の担い手等と情報交換を密にしながら、一体を進めるとともに、必要に応じて県土地改良事業団体連合会などに業務委託するなどして、相互の情報やネットワークをフルに活用しながら進める。
- 2) 事業着工後も農地整備側との情報交換を密にし、換地業務や変更契約などの機構事務を計画的かつ迅速に進める。

3 今年度の進め方

